

受付番号： 2018-1-127

課題名：高安動脈炎に関する後方視的検討

1. 研究の対象

東北大学病院血液免疫科で診断・治療を行った高安動脈炎症例を対象とする。症例の年齢、性別は問わない。調査対象期間 1990 年 1 月～2018 年 4 月とする。

2. 研究期間

2018 年 5 月～2018 年 12 月

3. 研究目的

高安動脈炎は原因不明の自己免疫疾患です。現時点で約 5000 人程度しか診断されておらず、そのためその病態、臨床像および治療の実態の把握は困難である。したがって各患者の病態、臨床像の把握、および実施される寛解導入療法を調査し、現在の高安動脈炎の臨床像を明らかにする必要があると考えられる。

今回の研究では、高安動脈炎症例の臨床経過を評価・解析し、その臨床的特徴、治療介入方法の妥当性を明らかにすることである。

4. 研究方法

診療情報を紙カルテや電子カルテから取得する。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

対象症例について医療記録をあたり、以下の情報について収集する。

- 1) 診断情報 (診断名, 診断日)
- 2) 治療前患者背景因子 (年齢, 性, 既往歴, 併存疾患, 初発症状, 血液検査所見)
- 3) 初回治療内容 (ステロイド使用量, 免疫抑制療法の内容, 治療開始日)
- 4) 治療経過 (臨床症状の改善の有無, 追加治療の有無およびその内容, 追加治療の奏効性)
- 5) 病勢再燃や生存に関する情報 (再燃の有無, 最終生存確認日, 併存疾患の転帰)

6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

7. 研究組織

本学単独研究

8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としますので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

研究事務局：武藤 智之

東北大学大学院医学系研究科 血液免疫病学分野

〒980-8574 仙台市青葉区星陵町 1-1

TEL: 022-717-7165 FAX: 022-717-7497

E-mail : qma-kyo@hotmail.co.jp

研究責任者：石井智徳

東北大学大学院医学系研究科 血液免疫病学分野

〒980-8574 仙台市青葉区星陵町 1-1

TEL: 022-717-7165 FAX: 022-717-7497

E-mail : tishii@mail.tains.tohoku.ac.jp

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合